附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条及び次条第一項において「法」という。）第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二十七第一項又は第五十条の三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けている者（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一項の対象原子力事業所に法第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設又は法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設を設置している者に限る。次項において「核物質防護規定認可者」という。）については、法第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二十七第一項又は第五十条の三第一項の規定による当該核物質防護規定の変更の認可を、この規則による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（次項において「新試験炉規則」という。）第十四条の三第二項第十一号の二、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（次項において「新再処理規則」という。）第十六条の三第二項第十一号の二、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（次項において「新実用炉規則」という。）第九十一条第二項第十一号の二及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（次項において「新研開炉規則」という。）第八十六条第二項第十一号の二に掲げる事項に係るものについては、公布の日から起算して二年を経過する日までに申請しなければならない。

2　核物質防護規定認可者については、新試験炉規則第十四条の三第二項第十一号の二、新再処理規則第十六条の三第二項第十一号の二、新実用炉規則第九十一条第二項第十一号の二及び新研開炉規則第八十六条第二項第十一号の二の規定は、公布の日から起算して二年を経過するまでの間（核物質防護規定認可者が当該期間内に前項の変更の認可の申請をした場合には、当該申請について認可又は認可の拒否の処分があるまでの間）は適用しない。

第三条　この規則の施行の際現に法第六十四条の三第一項の規定による実施計画の認可を受けている者（次項において「実施計画認可者」という。）については、同条第二項による実施計画の変更の認可を、この規則による改正後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（次項において「新東京電力福島第一原子炉施設規則」という。）第十七条第二項第十一号の二に掲げる事項に係るものについては、公布の日から起算して二年を経過する日までに申請しなければならない。

2　実施計画認可者については、新東京電力福島第一原子炉施設規則第十七条第二項第十一号の二の規定は、公布の日から起算して二年を経過するまでの間（実施計画認可者が当該期間内に前項の変更の認可の申請をした場合には、当該申請について認可又は認可の拒否の処分があるまでの間）は適用しない。

法規的告示

○財務省告示第二百号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年財務省告示第七十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月十日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏	各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏
［略］	［略］　［略］	［略］	［略］　［略］
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の四第一項に規定する保証金及び第二十九条の九第一項に規定する契約保証金	［略］　［略］ 厚生労働省　厚生労働省大臣官房の歳入歳出外現金出納官吏 都道府県労働局の歳入歳出外現金出納官吏 ［略］　［略］	会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の四第一項に規定する保証金及び第二十九条の九第一項に規定する契約保証金	［略］　［略］ 厚生労働省　厚生労働省大臣官房の歳入歳出外現金出納官吏 国立感染症研究所の歳入歳出外現金出納官吏 都道府県労働局の歳入歳出外現金出納官吏 ［略］　［略］